

様式第2号（第5条関係）

一般廃棄物再生利用業指定証

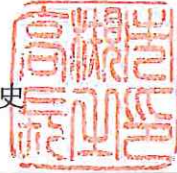
所在地 大阪府高槻市紺屋町3番1-326号

名称 都市クリエイト株式会社  
代表取締役 前田 晋二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、次のとおり指定したことを証する。

平成30年4月2日

高槻市長 濱田 剛史



|         |  |                   |
|---------|--|-------------------|
| 指定年月日   | 平成30年4月2日  |                   |
| 指定番号    | 106Y011  |                   |
| 事業の範囲   | 事業の種類  | 再生輸送（積替え・保管を含まない） |
|         | 取り扱う一般廃棄物の種類   | 木くず、食品残さ          |
| 指定の有効期限 | 平成32年3月31日   |                   |
| 指定の条件   | (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1号に規定する一般廃棄物の処理規準を遵守すること。<br>(2) 適正に再生活用が行える事業者へ搬入すること。 |                   |

複写無効